

## 長柄町地域支え合い型移動支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、買い物や通院等の日常生活に必要な移動手段の確保が困難な高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしく生活を送るため、地域の団体等がその送迎活動に要した経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長柄町補助金等交付規則（昭和36年長柄町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外出 前条に規定する、買い物や通院等の日常生活に必要な施設へ行くことをいう。
- (2) 高齢者等 独力で外出をする手段を持たない、独居若しくは同居の親族等から外出をするための支援を受けられない高齢者又はそれと同様の状態にある個人をいう。
- (3) 団体等 町内を主として活動範囲とする2人以上の個人で構成されており、規約が定められている団体であって、その活動の目的が、営利若しくは政治活動又は宗教活動等ではないものをいう。
- (4) 送迎活動 高齢者等に外出の機会を支援する移動支援活動をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、長柄町社会福祉協議会に登録をした町内を主な活動地域とする団体等であって、次の各号のいずれにも該当する送迎活動を行うものとする。

- (1) 町内に居住する複数名の高齢者等に対する送迎活動であること。
- (2) 高齢者等の日常生活に即した継続的な活動であること。
- (3) 「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」（平成30年3月30日付け国自旅第338号国土交通省自動車局旅客課長通知）の道路運送法上の許可又は登録を要しない活動であること。

### (補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額等は、別表1のとおりとする。

- 2 補助金の額は、寄附又は利用者の負担金等による収入がある場合、その収入の額を補助対象経費の合計から減額した範囲内とする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象経費の支払をしたときは、当該支払日の属する年度の末日までに、長柄町地域支え合い型移動支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 送迎サービス補償加入証の写し、又は保険料領収書の写し
- (2) その他対象経費となる費用を支出したことが分かる書類の写し
- (3) 団体等の経理状況が分かる書類（様式第1号 別表）
- (4) 送迎活動の記録（輸送人員、行先、距離、対象者など）が分かる書類の写し
- (5) 団体等の規約及び団体等の構成員の名簿
- (6) 送迎活動に従事する全ての者の名簿及び運転免許証の写し
- (7) 送迎活動に使用する自動車の一覧及び自動車検査証の写し
- (8) 団体等が暴力及び威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追及する集団

でないこと並びにそうした目的で活動する個人が構成員に含まれていないこと  
の誓約書

(9) その他町長が必要と認める書類  
(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、長柄町地域支え合い型移動支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。  
(変更承認の申請等)

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助事業を中止し、若しくは廃止するときは、速やかに長柄町地域支え合い型移動支援補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更等の承認の可否を決定し、長柄町地域支え合い型移動支援補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。  
(実績報告書の提出)

第8条 申請者は、事業の完了の日から起算して20日以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、長柄町地域支え合い型移動支援補助金実績報告書(様式第5号)を、町長に提出しなければならない。  
(補助金額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、長柄町地域支え合い型移動支援補助金確定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査に関し必要と認めるときは補助金の使途に関し調査又は報告及び関係資料の閲覧又は提出を求めることができる。  
(交付の請求)

第10条 補助金の交付の請求をしようとするときは、長柄町地域支え合い型移動支援補助金交付請求書(様式第7号)を、町長に提出するものとする。  
(概算払いの請求)

第11条 規則第16条の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、長柄町地域支え合い型移動支援補助金概算払い請求書(様式第8号)を、町長に提出しなければならない。  
(決定の取り消し)

第12条 町長は、補助金の交付決定等を受けた者に対し、次の各号に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を別表2のとおり取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 自らの責めに帰すべき事由により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) やむを得ない事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が取り消す事由と判断したとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、長柄町地域支え合い型移動支援補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。  
(補助金の返還等)

第13条 町長は、前条の規定により交付決定等を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、長柄町地域支え合い型移動支援補助金返還命令書(様式第10号)により、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から適用する。

別表1 (第4条関係)

補助対象経費	補助率	上限額
1. 送迎活動を行う団体等が加入する送迎サービス補償(社会福祉法人全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と団体契約を締結する傷害保険)又は同等の補償を行える保険契約の保険料	補助対象経費の10分の10以内	3万円
2. 送迎活動に従事する人員の交通安全講習費用(国土交通大臣認定講習に限る)の実費であって、付随費用(講習会場までの交通費等)は含まないもの	補助対象経費の10分の10以内	5万円
3. 送迎活動を行う車両に係る定期点検整備(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第48条第1項に規定するものをいう。)に要した費用であって、法定費用を除く費用	補助対象経費の10分の10以内	5万円
4. 送迎活動を行う車両に係る継続検査(道路運送車両法第62条第1項に規定するものをいう。)に要した費用であって、法定費用を除く費用	補助対象経費の10分の10以内	5万円
5. 5年以上送迎活動に供する目的で法人から購入した車両であって、消費税を含む車両本体価格とする。 ただし、事故による廃車に伴う入替えの場合で車両保険及び相手方からの保険等による填補がされたときは、その額を控除する。	補助対象経費の2分の1以内	30万円
6. 5. に掲げる費用であって送迎活動を開始した初年度のみを加算額	補助対象経費の2分の1以内	5万円

備考：3、4及び5に関する補助率について、事業に供する車両を私用車兼用とする場合、補助率に2分の1を乗じたものを適用する。

別表2 (第12条関係)

事由	返還を求める補助金の額	
第1項1号	交付額の100%	
第1項2号	交付額の100%	
第1項3号及び4号	交付額の100%以内(協議)	
うち車両	車両取得日からの経過年数が1年未満	交付額の100%
	車両取得日からの経過年数が	交付額の80%

取得に係るもの	1年以上2年未満	
	車両取得日からの経過年数が2年以上3年未満	交付額の60%
	車両取得日からの経過年数が3年以上4年未満	交付額の40%
	車両取得日からの経過年数が4年以上5年未満	交付額の20%
第1項5号		交付額の100%

長柄町地域支え合い型移動支援補助金交付申請書

年 月 日

長柄町長 様

住所・所在地

氏名・団体名

代表者名

電話番号

長柄町地域支え合い型移動支援補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1. 申請額 \_\_\_\_\_円

2. 申請額の内訳

	実際に要した 経費 (A)	(A)に補助率 を乗じた額 (B)	補助金交付 限度額 (C)	交付申請額 ※(B)と(C)のい ずれか少ない額
1. 保険料	円	$\times 10/10$ 円	30,000円	円
2. 交通安全講習費	円	$\times 10/10$ 円	50,000円	円
3. 道路運送車両法 第48条第1項の規定による 法定点検費	円	$\times 10/10$ ( $\times 1/2$ ) 円	50,000円	円
4. 道路運送車両法 第62条第1項の規定による 継続検査費	円	$\times 10/10$ ( $\times 1/2$ ) 円	50,000円	円
5. 車両購入費	円	$\times 1/2$ ( $\times 1/4$ ) 円	300,000円	円

6. 送迎活動の開始 初年度加算 ※サービス開始年月日 ( 年 月 日)	円	×1/2 円	50,000円	円
合計額	円	円	円	※申請額 円

### 3. 活動の概要

補助事業の目的 及び内容・成果			
活動区域と 主な行き先			
活動日又は活動頻 度等			
従事者数 (うち運転者数)	人 ( 人)	当該年度 利用者数	人
添付書類 (確認欄)	<input type="checkbox"/> 送迎サービス補償加入証、保険料領収書の写し <input type="checkbox"/> 対象経費となる費用の支出をしたことが分かる書類の写し <input type="checkbox"/> 団体等の経理状況が分かる書類 (様式第1号 別表) <input type="checkbox"/> 送迎活動の記録 (輸送人員、行先、対象者など、 <u>様式は任意</u> ) <input type="checkbox"/> 団体等の規約及び団体等の構成員の名簿 <input type="checkbox"/> 送迎活動に従事する全ての者の名簿及び運転免許証の写し <input type="checkbox"/> 送迎活動に使用する自動車の一覧及び自動車検査証の写し <input type="checkbox"/> 誓約書 (第5条第8号) <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類 ( ) ( )		

様式第1号 別表

団体等の経理状況表（ 年 月 日～ 年 月 日）

収入		支出	
寄附金	円	保険料	円
利用者負担金	円	交通安全講習費	円
		法定点検費	円
		継続検査費	円
		運営経費	円
		( )	
		( )	
		( )	
町補助金	円	( )	
		車両購入費	円
合計	円	合計	円

※科目は必要に応じて追記すること。経理状況が分かれば任意様式可

様式第2号（第6条関係）

長柄町地域支え合い型移動支援補助金交付決定通知書

指令第 号  
年 月 日

様

長柄町長

年 月 日付けで申請のあった、長柄町地域支え合い型移動支援補助金については、次のとおり決定しましたので、長柄町地域支え合い型移動支援補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

補助金額 円

様式第3号(第7条関係)

長柄町地域支え合い型移動支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

長柄町長 様

住所・所在地

氏名・団体名

代表者名

電話番号

年 月 日付け指令第 号で交付決定された長柄町地域支え合い型移動支援補助金に係る事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、長柄町地域支え合い型移動支援補助金交付要綱7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）したい内容

様式第4号(第7条関係)

長柄町地域支え合い型移動支援補助金変更(中止・廃止)承認通知書

年 月 日

様

長柄町長

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更(中止・廃止)について、下記の通り承認したので、長柄町地域支え合い型移動支援補助金交付要綱7条第2項の規定により通知します。

記

1 変更承認の可否

可 ・ 否

(否とした理由 )

2 補助金交付変更決定額

変更前 \_\_\_\_\_ 円

変更後 \_\_\_\_\_ 円

長柄町地域支え合い型移動支援補助金実績報告書

年 月 日

長柄町長 様

住所・所在地

氏名・団体名

代表者名

電話番号

長柄町地域支え合い型移動支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 送迎活動に要した費用	円
2. 補助金確定額	円
3. 年度内活動日数	日
4. 利用者延べ人数	人
(利用登録者数	人)

長柄町地域支え合い型移動支援補助金確定通知書

達第 号  
年 月 日

様

長柄町長

年 月 日付け指令第 号をもって交付決定をした長柄町地域支え合い型移動支援補助金について、長柄町地域支え合い型移動支援補助金交付要綱第9条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

1. 補助金交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

長柄町地域支え合い型移動支援補助金請求書

年 月 日

長柄町長 様

住所・所在地

氏名・団体名

代表者名

電話番号

年 月 日付け達第 号をもって交付確定のあった長柄町地域支え合い型移動支援補助金について、長柄町地域支え合い型移動支援交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求をします。

記

1. 交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

2. 補助金の振込先

金融機関名		支店名称	
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
口座名義人			

長柄町地域支え合い型移動支援補助金概算払い請求書

年 月 日

長柄町長 様

住所・所在地

氏名・団体名

代表者名

電話番号

年 月 日付け指令第 号をもって交付決定のあった長柄町地域支え合い型移動支援補助金について、概算払いにより受けたいので、長柄町地域支え合い型移動支援交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求をします。

記

1. 請求額 \_\_\_\_\_ 円

( 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円  
受領済み額 \_\_\_\_\_ 円  
今回請求額 \_\_\_\_\_ 円 )

2. 補助金の振込先

金融機関名		支店名称	
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
口座名義人			

長柄町地域支え合い型移動支援補助金交付決定取消通知書

様

長柄町長

長柄町地域支え合い型移動支援補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり補助金の交付決定を取り消す。

記

1 取り消し理由

2 取り消し額 \_\_\_\_\_ 円

長柄町地域支え合い型移動支援補助金返還命令書

様

長柄町長

長柄町地域支え合い型移動支援補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

1. 返還すべき金額 円
2. 返還を命じる理由
3. 返還期限 年 月 日
4. 返還の方法